

## 感染症と出席停止について

園生活は幼児の集団生活の場ですから、感染症については特に配慮が必要です。下記のような感染症にかかったら（その疑いのある幼児も含む）、感染したお子さんの健康回復、他の子どもへの感染防止、集団感染の防止のために出席停止となります。医師に治癒したことの認定を受ける前に登園させないで下さい。（学校保健法施行規則第19条および20条）治癒して登園するときは、医師の登園許可証が必要です。許可証は園生活のしおり内、幼稚園（ホームページからもダウンロード可）、及び医療機関（有料の場合があります）にあります。また、家庭内に第1種の感染症患者が出た場合は、医師において伝染のおそれがないと認められるまで登園できません。なお、出席停止の場合は欠席日数としません。

### ●学校感染症一覧

	対象疾病	出席停止の期間基準	登園について	出席停止による公欠扱いについて
第1種	エボラ出血熱 痘そう クリミア・コンゴ出血熱 ペスト マールブルグ病 南米出血熱 ジフテリア ラッサ熱 急性灰白髄炎 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ	医師の診断により治癒が認められるまで	医師による「登園許可証」が必要です。	「登園許可証」に記載の期間が公欠扱いになります。
第2種	インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症 百日咳  麻疹 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）  風疹 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核、および髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹がか皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで	医師による「登園許可証」が必要です。	「登園許可証」に記載の期間が公欠扱いになります。
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症（O157 など） 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	医師の診断により伝染のおそれがないと認められるまで	医師による「登園許可証」が必要です。	「登園許可証」に記載の期間が公欠扱いになります。
	溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 感染性胃腸炎 （ノロ・ロタ・アデノウイルス・流行性 おう吐下痢症もこれに含まれます）	医師において伝染のおそれがないと認められるまで	医師による「登園許可証」が必要です。	「登園許可証」に記載の期間が公欠扱いになります。
	ヘルパンギーナ 伝染性紅斑（リンゴ病） 手足口病 マイコプラズマ感染症	医師において伝染のおそれがないと認められるまで	医師による「登園許可証」は必要ないが、 医師の診断により治癒が認められてから。	保護者が記入する「登園届」の提出により、記載の期間が公欠扱いとなります。（幼稚園ホームページからもダウンロード可）、 ※「登園届」がない場合には欠席の扱いです。
	伝染性膿痂疹（とびひ） 伝染性軟属腫（水いぼ） 頭じらみ	出席停止の扱いではありません。 ※頭じらみに関しては、早期受診と駆除をお願いします。	医師による「登園許可証」は必要ないが、 場合によっては、医師の診断や治療が必要。	通常の欠席扱いです。